|  |
| --- |
| 岡山県渋川青年の家指定管理者申請書様式 |

　　○様式１　　募集・現地説明会参加申込書　　　　 　 　 １

　　○様式２　　指定管理者指定申請書 　 　 ２

　　○様式３　　岡山県渋川青年の家事業計画書　 　　　　　　　　３

　　○様式４　　法人等の概要 　　１１

　　○様式５　　役員名簿 　 　１２

　　○様式６　　指定管理者の指定申請に係る申立書 　 　１３

　　○様式７　　誓約書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１４

　　○様式８　　辞退届 　 　１６

　　○様式９　　質疑表 　 　１７

　　○様式１０ 質疑回答表 １８

　　○様式１１　グループ構成員表　　 　　　　　　　　　　　１９

グループ協定書（標準例）　　　　　　　　　　　２０

令和７年８月

岡山県教育委員会

（様式１）

募集・現地説明会参加申込書

 令和　　年　　月　　日

 所在地

 　　　　　　　　　　　　　　　　 法人(団体)名

 担当者氏名

 　　　　　　　　　　　　　　　　 所属・職名

 　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

 　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX番号

　岡山県渋川青年の家の指定管理者募集・現地説明会に参加を申し込みます。

○１回目（８月２８日）※主に施設

|  |  |
| --- | --- |
| 参加者氏名 |  |
|  |
|  |

○２回目（９月１７日）※海事研修

|  |  |
| --- | --- |
| 参加者氏名 |  |
|  |
|  |

（注１）参加者は、各団体３名以内でお願いします。

（注２）申込みは、持参、ＦＡＸ、E-mailのいずれでも結構です。

　　　　ＦＡＸ、E-mailを送信した場合は、必ず電話連絡にて受信を確認ください。

　　　　 E-mailの場合は、この様式に記載すべき内容が記入してあれば、任意のフォーマットで構いません。

（注３）１回目２回目ともに参加者が同じ場合は、２回目の欄に「同上」と記載ください。

（様式２）

指定管理者指定申請書

令和　　年　　月　　日

　岡山県教育委員会　殿

申請者　所 在 地

法人(団体)名

代表者氏名

連絡先　担当者名

電話番号

　岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（様式３）

岡山県渋川青年の家

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人（団体）の名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者氏名 |  　 　　 |
| 提出日 | 令和　　年　　月　　日 |

１　管理運営の基本方針

|  |
| --- |
| (1) 申請者が考える施設の設置目的・施設の在り方 |
|  |
| (2) 施設の現状把握と今後の運営の方向性 |
|  |
| (3) 利用許可に係る対応方針 |
|  |
| (4) 県や各種団体との連携方針 |
|  |

２　サービス向上に向けた取組

|  |
| --- |
| (1) サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果 |
| ①基本方針②外部委託等の考え方③その他 |
| (2) 利用促進に向けた方策 |
|  |
| (3) 専門職など職員の配置計画 |
|  |

３ 危機管理に関する取組

|  |
| --- |
| (1) 事故防止の取組や事故発生時の対応 |
|  |
| (2) 災害等緊急時の対応 |
|  |
| (3) 情報管理対策 |
|  |
| (4) 職員研修 |
|  |
| (5) 利用者からの苦情等 |
|  |

４ 効率的な管理運営の取組

|  |
| --- |
| (1) 指定管理料要望額 　　 （単位：千円） |
| 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | ５か年度合計 |
|  |  |  |  |  |  |

 ※各年度の収支計画は、次の（２）に記載すること。

 ※金額の記載は、現行の消費税率１０％により算定した額とすること。

|  |
| --- |
| (2) 令和○○年度収支計画 |
| Ａ　収　入 |
|  | 項　　目 | 積　算　内　訳 | 金額（千円） |  |
| 利用料金収入 | 使用料 |  |
| 指定管理料 | 青年の家管理運営費 |  |
| その他 |  |  |
| 収　入　合　計 |  |
|  |  |
| Ｂ　支　出 |
|  | 項　　目 | 積　算　内　訳 | 金額（千円） |  |
| １管理運営費(1)人件費(2)維持管理費(3)事業費 |  |  |
|  |  |  |
|  | 差額　Ａ－Ｂ |  |
|  |  |
|  |

※年度ごとに作成すること。

※各業務の積算内訳については別紙でも可とする。

|  |
| --- |
| (3) 効率的な維持管理計画 |
| ①　経費削減の方策②　その他効率的な維持管理に関する提案 |

５ 申請者の管理運営体制

|  |
| --- |
| (1) 申請者の組織体制 |
|  |
| (2) グループ間の連携方針（グループで申請の場合のみ） |
|  |
| (3) 管理運営に係る人員配置計画 |
| ①基本方針②職員の雇用形態③具体的な配置計画・人数④引継計画 |

６ 法令等の遵守状況

|  |
| --- |
| 　労働法、消防法その他関係法令等の遵守状況 |
| ①　基本的な考え方②　過去３年間（募集の締切日から起算）の指導等の有無　（有の場合は、指導等の内容及び対応状況についても記載すること。）  |

７ その他

|  |
| --- |
| その他（特記すべき事項があれば、記入してください。） |
|  |

（様式４）

法 人 等 の 概 要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本社（本部） |  法人(団体)名  |  |
|  法人格の有無  | 　□あり（種類：　　　　　　　　）　□なし |
|  所在地  |  |
|  代表者氏名  |  |
|  設立年月日 |  |
|  電話番号  |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 岡山県内の事業所 |  名称  |  |
| 所在地 |  |
|  代表者氏名  |  |
|  設置年月日 |  |
|  電話番号  |  | ＦＡＸ番号 |  |
|  職員数 |  年　 月　 現在 総数　　　　　人（常勤　　　　　人　非常勤　　　　　人） |
|  |  うち県内 |  総数 人（常勤　　　　　人　非常勤　　　　　人） |
| 沿 革 |  |
|  業務内容 |  |
| 主な実績 |  |
| 類似施設の管理運営実績 |  |

（様式５）

役 員 名 簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 　 | 住　　　所 | 生年月日 | 任期 |
|  |  |  |  |  |

（様式６）

令和　　年　　月　　日

　　岡山県教育委員会　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　所在地

 申請者 法人(団体)名

 　　 代表者氏名

指定管理者の指定申請に係る申立書

 岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

１　法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと

（１）法律行為を行う能力を有しない者

（２）破産者で復権を得ない者

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）　　の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者

（４）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

（５）岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（６）岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

２　法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと

（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（様式７）

 誓　　　　約　　　　書

　当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

　また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

 記

１　当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

　（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

　（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　者

２　１の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

　　　令和　　 年　　 月　　 日

　岡山県知事　伊原木　隆太 様

　　　　　　　　　　　　主たる事務所

 の所在地

 名　　称

 役　職　名

 氏名 　　　　　 印

 裏 面 も ご 確 認 く だ さ い。

※様式７裏面

（参　考）

　　　岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　(3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

　(4)～(6)略

　　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（抄）

　（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 略

　(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　(3)～(5)略

　(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

 (7)・(8)略

　（暴力的要求行為の禁止）

第９条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構 成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。） をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同 じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

 (1)～(20)略

 (21)　行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

 イ　略

 ロ　法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

 らに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

 ハ　略

 (22)～(27)略

（様式８）

辞　退　届

 　　令和　　年　　月　　日

　岡山県教育委員会 殿

 所在地

 法人(団体)名

 代表者氏名

　令和　　年　　月　　日付けで岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定を申請しましたが、都合により辞退します。

 担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 所属・職名 |  |
| 電話番号 |  |

（様式９）

|  |  |
| --- | --- |
|  　岡山県教育庁生涯学習課　あて | ＦＡＸ：０８６－２２４－２０３５ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：syogai@pref.okayama.lg.jp |

**岡山県渋川青年の家指定管理者選定　質疑表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  １　質問事項 |  ２　具体的な内容 |
|  |  |
|  ３　法人(団体)名 |  |
|  ４　所属・担当名 |  |
|  ５　ＦＡＸ |  |
|  ６　ＴＥＬ |  |

 ※ＦＡＸ、E-mailを送信した場合は、必ず電話連絡にて受信を確認ください。

（様式１０）

 　　各　申　請　者　　殿

 岡山県教育庁生涯学習課 指定管理者担当

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（FAX：086-224-2035、℡：086-226-7595)

岡山県渋川青年の家

指定管理者選定　質疑回答表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 質問事項及び内容 | 回　　　答 |
|  |  |

（様式１１）

グループ構成員表

|  |  |
| --- | --- |
| グループ名称 |  |
| 代　表　団　体 | 法人(団体)名 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |  FAX |  |
| 構　成　団　体 | 法人(団体)名 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |  FAX |  |
| 構　成　団　体 | 法人(団体)名 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |  FAX |  |
| 構　成　団　体 | 法人(団体)名 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |  FAX |  |

コンソーシアム協定書標準例

 （目的）

第１条 このコンソーシアムは、（施設の名称）（以下「本施設」という。）を管理する指定管理 者として、関係法令等及び県と締結する本施設に関する協定（以下「協定」という。）を遵守 し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的とする。

（名称）

第２条 このコンソーシアムは、○○○○○○○○○○○（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 コンソーシアムは、事務所を○○○○○○○○○○○ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 コンソーシアムは、 年 月 日に成立し、協定に基づく義務の履行が完了するまでは、解散することができない。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、当該各号に定める日にコンソーシアムは解散する。

（１）本施設の指定管理者の募集に係る応募資格の確認の結果、応募資格を充たさない者と認められたとき 当該応募資格の確認についての通知を受けた日

（２）本施設の指定管理者として指定されなかったとき 当該指定についての通知を受けた日

（構成員の住所及び名称）

第５条 コンソーシアムの構成員は、次に掲げるものとする。

（１） 所在地

商号又は名称

（２） 所在地

商号又は名称

（３） 所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条 コンソーシアムは、○○○○○○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 前条の代表者は、協定に基づく本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。） の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

（１） 次条の運営委員会の決定に従い、協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

（２） コンソーシアムの名義をもって指定管理料の請求し、及び受領すること。

（３） コンソーシアムに関する財産を管理すること。

（４） コンソーシアムの名義をもって利用料金を収受すること。

（運営委員会）

第８条 コンソーシアムは、第５条に規定する構成員（以下「構成員」という。）全員で構成する運営委員会を設置し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

（業務分担）

第９条 各構成員の業務作業の分担は、別に定める。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づきコンソーシアムが負担する債務（県及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。）の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第 11 条 コンソーシアムの取引金融機関は、（金融機関名）（支店名）とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（決算）

 第 12 条 コンソーシアムは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

（利益金の配当）

第 13 条 前条の決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員に利益金を 配当するものとする。

（欠損金の負担）

第 14 条 第 12 条の決算の結果欠損金が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限等）

第 15 条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

２ 構成員は指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部（以下「割当業務」という。）を第三者に委託することができない。

３ 前項の規定にかかわらず、県の承認のある場合には、構成員は他の構成員全員の同意を得て 割当業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

 （構成員の脱退に対する措置）

第 16 条 構成員は、県及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務が完了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

２ コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帯 して指定管理業務を完了し及び、補正するものとする。この場合の負担割合の調整については、別途定める。

３ 構成員に脱退するものがあったときは、脱退後の残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」 という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等 の割合により分割し、これを脱退前に残存構成員が有していた出資等の割合に加えた割合とする。

４ 脱退構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、第 12 条の決算の結果、 欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資等の額から脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

５ 第 12 条の決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第 17 条 構成員がコンソーシアムの成立の日から解散の日までに破産又は解散した場合には、当 該構成員が脱退したものとみなして前条第２項から第４項までの規定を準用する。

（かし担保）

第 18 条 コンソーシアムの解散後においても、協定に基づく義務の履行につきかしがあったとき は、各構成員は共同連帯して補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

（協定書に定めない事項）

第 19 条 協定書に定めのない事項については、第８条の運営委員会において定めるものとする。 ○○○○○○は、上記のとおりこの協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

○○○○○○は、上記のとおりこの協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

 　　所在地

 　 商号又は名称　　　　 　 印

 　　 代表者職氏名 　　　　　 代表者印

 所在地

 　　 商号又は名称 　　　　 印

 　　 代表者職氏名 　　代表者印

 所在地

 　　商号又は名称 　　 印

 　　 代表者職氏名 代表者印